

令和5年12月25日

製品安全誓約（日本国）に新たに加わる省庁（法律）について

製品安全誓約（日本国）は、OECDが公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、リコール製品や安全ではない製品が生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、令和5年（2023年）6月29日に、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者により策定された日本版「製品安全誓約」であり、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」です。

今回、消費者向け製品の対象として、厚生労働省（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）、経済産業省（高圧ガス保安法）が新たに加わることとなりましたので、公表します。

あわせて、消費者庁ウェブサイトにも、これら両法に係る「製品安全誓約（日本国）～所管省庁担当者向け手引き～」を掲載しています。

○ 新たに加わった消費者向け製品の関係省庁

1. 厚生労働省

- ・ 法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- ・ 対象製品 法により有害物質の含有量等の基準が定められている家庭用品
例) おしめ、下着等の繊維製品（ホルムアルデヒドの含有量等を規定）、
家庭用エアゾール製品（トリクロロエチレンの含有量等を規定）等

2. 経済産業省

- ・ 法律 高圧ガス保安法
- ・ 対象製品 高圧ガス保安法に基づく必要な検査・刻印・届出等を行った日本国内で高圧ガスを充填するための容器（附属品）
例) スキューバダイビング用タンク、炭酸ガスシリンダー

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-8800(代表)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代表)

経済産業省高圧ガス保安室

TEL : 03-3501-1511(代表)

○ 参考

1. 規制当局

- ・ 消費者庁
消費生活用製品安全法
- ・ 総務省消防庁
消防法
- ・ 厚生労働省
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：追加
- ・ 経済産業省
消費生活用製品安全法
電気用品安全法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
高圧ガス保安法：追加
- ・ 国土交通省
道路運送車両法

2. 署名したオンラインマーケットプレイス事業者

- ・ アマゾンジャパン合同会社
Amazon.co.jp
- ・ eBay Japan 合同会社
Qoo10
- ・ au コマース & ライフ株式会社
au PAY マーケット
- ・ 株式会社メルカリ
メルカリ
メルカリ Shops
- ・ 株式会社モバオク
モバオク
- ・ LINE ヤフー株式会社
Yahoo!ショッピング
Yahoo!オークション
Yahoo!フリマ
- ・ 楽天グループ株式会社
楽天市場
楽天ラクマ

3. 新たに加わった省庁（法律）の重要業績評価指標（KPI）の対象開始時期

令和6年1月1日

製品安全誓約（日本国）の対象製品

○消防法（所管省庁：総務省消防庁）

1. 防災物品
カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等（防災性能を有するものとして販売される製品に限る。）
2. 検定対象機械器具等
消火器、住宅用火災警報器等
3. 自主表示対象機械器具等
エアゾール式簡易消火具等

○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（所管省：厚生労働省）

法により有害物質の含有量等の基準が定められている家庭用品
おしめ、下着等の繊維製品（ホルムアルデヒドの含有量等を規定）、家庭用エアゾール製品（トリクロロエチレンの含有量等を規定）等

○製品安全 4 法関係（所管省：経済産業省）

1. 消費生活用製品安全法に基づく特定製品
乳幼児用ベッド、石油ストーブ等のいわゆる PSC マークの表示が必要な製品
2. 電気用品安全法に基づく電気用品
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー含む）、直流電源装置（ACアダプター）等のいわゆる PSE マークの表示が必要な製品
3. ガス事業法に基づくガス用品
ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ等のいわゆる PSTG マークの表示が必要な製品
4. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等
液化石油ガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸等のいわゆる PSLPG マークの表示が必要な製品

○高圧ガス保安法（所管省：経済産業省）

高圧ガス保安法に基づく必要な検査・刻印・届出等を行った日本国内で高圧ガスを充填するための容器（附属品）
スキューバダイビング用タンク、炭酸ガスシリンダー等

○道路運送車両法（所管省：国土交通省）

1. 年少者用補助乗車装置
チャイルドシート
2. 特定小型原動機付自転車
電動キックボード等

製品安全誓約（日本国）の全体概要について

- 製品安全誓約（日本国）は、①OECDの推奨「製品安全誓約の声明」、②オンラインマーケットプレイス（OM）上における、BtoC（物販）、CtoCの市場規模が増加している一方、重大製品事故の割合も増加傾向という環境変化を踏まえた対応であり、消費者庁を始めとする消費者向け製品の関係省庁とOM運営事業者による**製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」**であり、**重要業績評価指標（KPI）も算出**。
- 具体的には、OM運営事業者が、自主的又は関係省庁からの要請に応じて、**リコール製品又は安全ではない製品の出品削除等を宣言（署名）**する取組。OM運営事業者には**リコール製品等の再出品を防止する仕組みの構築・維持**等、関係省庁には**販売者向けの説明資料の提供**等が求められる。
- OM運営事業者の規律は、統一的な規律（例：出品削除の期限は2営業日以内）、OMの規模・特性を踏まえた自律的な規律の両輪。

製品安全誓約（日本国）の特色

(1.署名による、毎年度の履行確認)

重要業績評価指標（KPI）による毎年度フォローアップによる品質管理 <新規>

(2.欧州・豪州版の取組の拡大・充実)

販売者・出品者に対する教育資料の提供 <拡大・充実>

リコール製品や安全ではない製品の広い範囲で網羅的な出品削除 <拡大・充実>

リコール製品の再出品や悪質販売者への措置を含めた体制整備 <拡大・充実>

(3.日本独自の取組 ※新規の取組)

KPIに消費者対応に係る「実際に取り組んだ業務フロー」等を追加 <日本独自>

関係省庁と連携した消費者庁による出品削除の状況分析 <日本独自>

出品削除要請による出品削除の速報を消費者庁ウェブサイトに掲載 <日本独自>

○製品安全誓約（日本国）の取組に参加している省庁 ※令和5年12月25日現在

省庁名	所管法令
消費者庁	消費生活用製品安全法
総務省消防庁	消防法
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（追加）
経済産業省	消費生活用製品安全法
	電気用品安全法
	ガス事業法
	液化石油ガスの保安の確認及び取引の適正化に関する法律 高圧ガス保安法（追加）
国土交通省	道路車両運送法

○製品安全誓約（日本国）に署名したOM事業者 ※令和5年12月25日現在

OM運営事業者	運営しているOM
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ（CtoC）
	メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク（CtoC）
LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング
	Yahoo!オークション（CtoC）
	Yahoo!フリマ（CtoC）
楽天グループ株式会社	楽天市場
	楽天ラクマ（CtoC）